

## 議案第124号

### 和解について（港湾局及び契約管財局関係）

損害賠償請求控訴事件について、次のとおり和解をする。

#### 1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 控 訴 人 大阪市 被控訴人 旭建設工業株式会社 2 大 阪 高 等 裁 判 所 平成31年（ネ）第932号 損害賠償請求控訴事件	<p>本市は、被控訴人との間で締結した此花区北港入堀南岸堤防補修工事（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件契約」という。）について、本件工事の安全性を考慮した施工方法等を検討する必要があるため、被控訴人に対し、本件工事を一時中止する旨の指示をした上で、本件工事の施工方法及び工期並びに本件契約に係る請負代金の変更について被控訴人に通知をしたところ、被控訴人が本市による本件契約の一方的な変更には応じられない等として本件工事を再開しなかったため、本件契約の解除（以下「本件解除」という。）をした。</p> <p>これにより、本件契約に基づき本市が被控訴人に支払った前払金のうち請負代金の変更により過払となった部分に係る返還請求権及び違約金請求権が生じたため、本市は、これらを自働債権とし、本件契約とは別に本市が被控訴人との間で締結した請負契約（以下「別件請負契約」という。）に基づ</p>

き被控訴人が本市に対して有していた請負代金に係る債権を受働債権として相殺（以下「本件相殺」という。）をするとともに、本件解除を理由に被控訴人について本市が発注する公共工事の入札に係る指名を平成24年1月20日から2年間停止する措置（以下「本件指名停止措置」という。）を行った。

被控訴人は、本件解除には理由がなく無効であるため、本市には正当な理由なく本件契約の履行を拒否した債務不履行があること、本件相殺は無効であること、本件指名停止措置は違法であること等を理由として、本市に対し、本件契約の債務不履行による損害賠償として金17,737,096円、本件自働債権が存在せず本件相殺が無効であることにより未払となっている別件請負契約に基づく請負代金として金39,621,500円、本件指名停止措置が違法であることによる損害賠償として金50,219,789円及び弁護士費用相当損害金として金10,757,838円の合計金118,336,223円並びにこれに対する遅延損害金の支払等を求めていた訴訟において、平成31年3月7日に本市に対し金25,992,603円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決があり、同判決に不服があるので本市が控訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

## 2 和解の要旨

本市は、被控訴人に対し、解決金として金20,000,000円を支払う。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

損害賠償請求控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。